

保安機関認定更新の手引き

平成 25 年 6 月

一般社団法人 岩手県高圧ガス保安協会

保安機関認定更新の手引き

目 次

〔 I 〕 保安機関の認定更新

1. 認定更新申請先	3
2. 申請様式	3
3. 申請時期	3
4. 更新する更新事項	3~5
5. 申請書類	6~7
6. 参考		
参考資料		
・ 法人記載例	9~24
・ 個人記載例	25~35
・ 申請書提出先	36

〔 I 〕 保安機関の認定更新

保安機関の認定更新

保安機関の認定更新にあたり、「申請先、申請書類、申請時期、申請事項、申請書類等」は下記の通りの手順で更新の手続きを行うことになります。

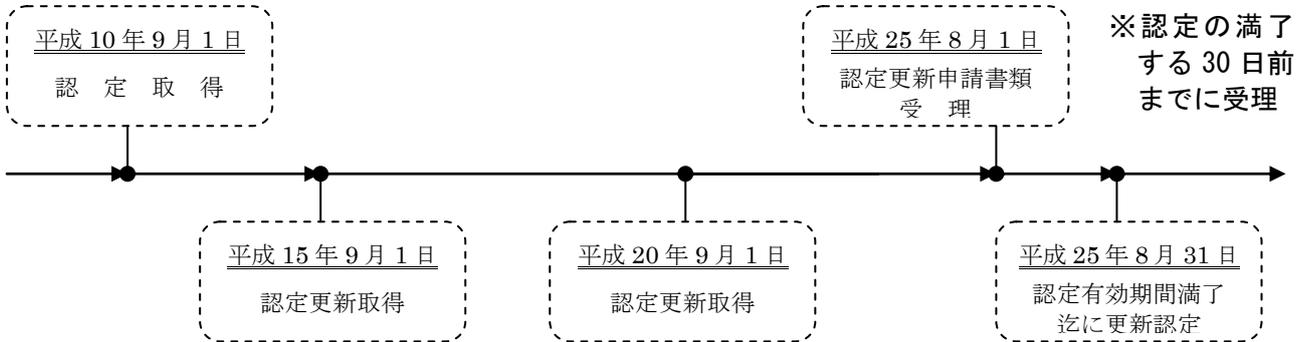
1. 認定更新申請先 : 保安機関の認定を受けた地方振興局等に申請して下さい。
なお、振興局再編、権限移譲等により提出先が変更となっている場合がありますので、「申請書提出先」P33で確認して下さい。
2. 申請様式 : 更新申請は、様式第14「保安機関認定更新申請書」により申請して下さい。
(法第32条第1項、規則第34条第1項・・・様式第14)
記載例 : 法人の場合 P 6 ~
 個人の場合 P 22 ~
3. 申請時期
(1) 保安機関認定更新は、認定をした各広域振興局等に対し、「認定の満了する30日前まで」に受理されるよう、事前相談して下さい。
(規則第34条第1項)

注) 各広域振興局等への更新申請は、認定有効期間満了30日前までに行ってください。
万一、認定有効期間満了までに更新が行われない場合は、その間の空白期間は保安業務を実施できませんので申請漏れのないようご注意ください。不明な点は、所管振興局等へご相談ください。

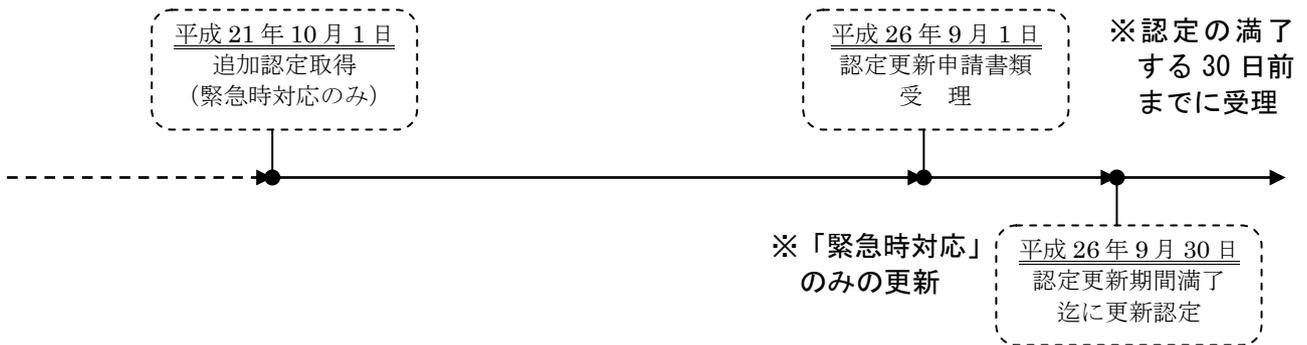
4. 更新申請する更新事項
(1) 保安業務区分の追加認定を受けた場合の更新時期は下記のとおりです。
 - ① 認定時に受けた保安業務区分は、認定取得時から5年です。
 - ② 追加認定を受けた保安業務区分は、追加認定取得時から5年です。

「認定時に受けた保安業務区分」「追加認定を受けた保安業務区分」の更新の何れにおいても、各保安業務区分ごとに更新することは可能ですが、「追加認定を受けた保安業務区分」も「認定時に受けた保安業務区分」の更新に合わせ更新された方が、以後の管理上望ましい。

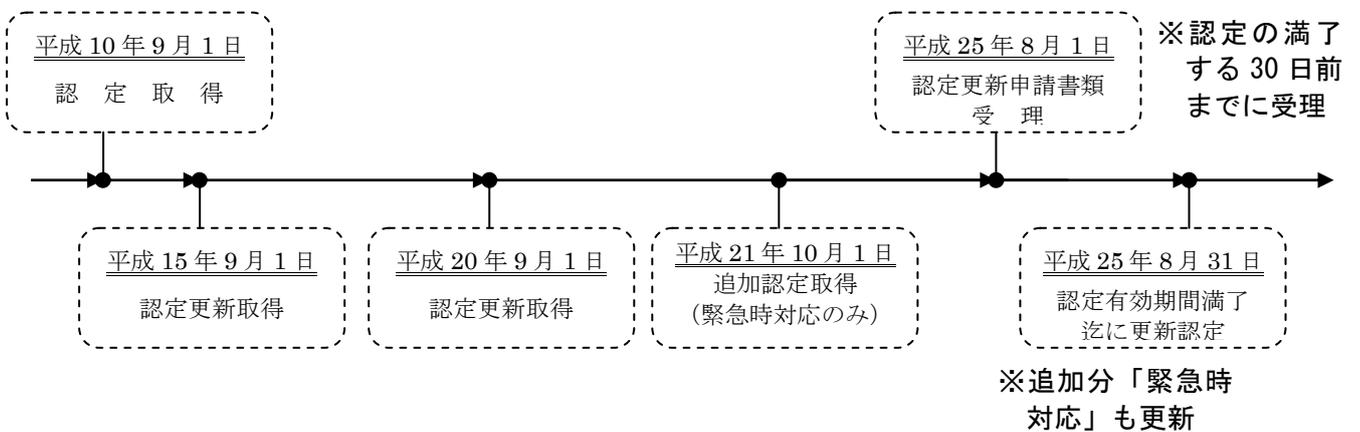
【例①】 認定時の保安業務区分が「容器交換時等供給設備点検」・「定期供給設備点検」・「定期消費設備調査」・「周知」の場合



【例②】 認定後に保安業務区分「緊急時対応」の追加認定を受けた場合



【例③】 認定時の有効期間に追加認定の有効期間をあわせる場合



(2) 保安業務区分を取り消す場合

保安業務区分のいずれかを実施しない場合においては、一般消費者等の数の減少届書及び保安業務規程変更認可申請書を提出してください。

(3) 一般消費者等の数の増加による変更認可及び一般消費者等の数の減少による減少届をした場合

- ① 初回認定後、一般消費者等の数の増加申請をした場合（例えば、「容器交換時等供給設備点検」保安業務の一般消費者等の数を1万件から2万件に増やした場合）の認定起算日は、初回認定を受けた日です。
- ② 初回認定後、一般消費者等の数の増加認可で新規事業所を追加した場合の認定起算日は、初回認定を受けた日です。
- ③ 初回認定後、一般消費者等の数を減少して減少届を出している場合の認定の起算日は、初回認定を受けた日です。

(4) 相続、合併、譲渡

行政庁へ承継の手続きを完了した日からそれぞれ以下のとおりとなります。（承継した日からではないことに注意して下さい。）

- ① 保安機関A社・保安機関B社が合併した場合
A社・B社それぞれの認定取得時より5年ですが、いずれか一番古い認定に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう更新して下さい。
- ② 保安機関A社が保安機関B社を譲り受けた場合
A社・B社それぞれの認定取得時より5年ですが、いずれか一番古い認定に合わせてすべての保安業務区分の認定日を統一するよう更新して下さい。
- ③ 相続の場合
認定取得時より5年です。（相続後ではない。）

- ・ 合併とは・・・事業者同士
- ・ 相続とは・・・親族が事業を承継する場合。
- ・ 譲渡とは・・・被承継者の保安機関に係るすべての事業について、譲り受けること。

(5) 行政庁の変更による認定を受けた場合

行政庁の変更は新規の認定となるため、新行政庁の認定時から5年となります。

5. 申請書類

保安機関認定更新申請書

〔添付書類〕

- ① 保安業務計画書
 - ・保安業務に係る技術的能力を証する書面
（「保安業務資格者数算定書」、「確保すべき保安業務用機器の算定書」）
- ② 緊急時対応範囲図（緊急時対応を行うものに限る。）
- ③ 損害賠償の支払能力を証する書面
- ④ 申請者が法人である場合は、その役員及び規則第 33 条に定める構成員の構成を説明した書面
- ⑤ 保安業務以外の業務を行っている場合はその業務の種類及び概要を記載した書面
- ⑥ 申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記簿の抄本
- ⑦ 申請者が法第 30 条各号に該当しないことを誓約した書面

なお、認定更新に当たって、複数の手続きなどの申請を行う場合における添付書類についての取扱いは、行政担当者と打ち合わせをして下さい。

- a. 初回認定より追加変更更新時まで一般消費者等の数の増加又は減少の手続きをした場合は、認定更新時における一般消費者等の数は増加又は減少した数となります。
- b. 前項（a.）を行った場合は、認定更新の一般消費者等の数は、変更後の一般消費者等の数で行うこととなります。
- c. 認定更新と同時に一般消費者等の数の増減を行う場合は、別途一般消費者等の数の増加認可、一般消費者等の数の減少届出が必要となります。（その際は、保安業務規程の一部である保安業務計画書が変更になるため、保安業務規程変更認可申請書も必要です。）

（1）上記①の保安業務計画書の付属書（技術能力計算書）について

- ・技術能力計算書：「保安業務資格者数算定書」（資格者一覧表、免状の写し
添付）

「確保すべき保安業務用機器の算定書」

（2）損害賠償の付保証明書の提出について

損害賠償責任保険を有する書面を添付して下さい。

- ① 例えば「平成 24 年 10 月 1 日」以降、「平成 25 年 9 月末日」に申請する場合は、「平成 24 年 10 月」の LP ガス事業者賠償責任保険付保証明書を添付して下さい。

- ② 付保する一般消費者等の数は、現に損害賠償責任保険の更新時に受託している一般消費者等の数でかまいません。保安業務計画書の消費者数にする必要はありません。(ただし、受託一般消費者等の数が増加した場合は、その時点で追加加入する必要があります。)
- ③ 「容器交換時等供給設備点検」「定期供給設備点検」「定期消費設備調査」保安業務の内数で、「供給開始時点検・調査」保安業務を実施する場合、保険の付保は必要ありません。(認定保安業務区分の申請をしていない認定保安業務区分)
- ④ 「緊急時対応」保安業務の内数で「緊急時連絡」保安業務を実施する場合、保険の付保は必要ありません。(認定保安業務区分の申請をしていない認定保安業務区分)

6. 参 考

- (1) 更新時前に、実際の受託消費者の数が、認定時の一般消費者等の数を超えている場合は、違法状態にありますので、至急行政担当者と相談をして下さい。
※ 違法状態にありますので、更新時に変更することはできません。
- (2) 認定更新にあたり、保安業務規程の変更認可の必要がある場合は、規則第 39 条、様式第 18 により、速やかに変更して下さい。(保安機関の更新とは規則上別の扱いとなります。)
- (3) 保安機関の認定更新の際に、振興局等が事業所を調査する場合がありますので、保安業務用機器や保安業務規程が速やかに確認できるようにしておいて下さい。

参 考 资 料

法人—記載例

様式第 14 (第 34 条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

保安機関認定更新申請書 (記載例-法人)

平成 2 5 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局 (市) 長あてとすること。

氏名又は名称及び法人に 株式会社エルピー
あつてはその代表者の氏名 代表取締役 液石 太郎 印

住 所 (電話番号) 盛岡市内丸○番○号
T E L 019-652-8888

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 32 条第 1 項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

(1) 株式会社エルピー (本社)
盛岡市内丸○番○号

(2) 株式会社エルピー釜石支店
釜石市大町△番△号

2. 更新を受けようとする保安業務区分

- (1) 容器交換時等供給設備点検
- (2) 定期供給設備点検
- (3) 定期消費設備調査
- (4) 周知
- (5) 緊急時対応

※ 手続先が権限移譲先（市）の場合、手数料の納入方法（県証紙ではない）が異なりますので確認のこと。

県証紙貼付欄

申請者名 株式会社エルピー

14,000 円 + 6,900 × 5 業務区分 = 48,500 円

※ 年度により手数料が異なることがありますので、確認し、県証紙を貼付してください。

		※ 「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の何れかについて認定を受ける場合は、その範囲内で「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。また、「緊急時対応」の認定を受ける場合は、その範囲内で「緊急時連絡」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。その場合には、一般消費者等の数を()書きとする。						
様式第13 (第30条関係)								
保安業務計画書 ※ 営業所毎に作成すること。 (添付資料1~3も同様)								
事業所の名称	株式会社エルピー (本社)							
事業所の所在地	盛岡市内丸12番2号 ※ 添付資料1「保安業務資格者等一覧表」と一致すること。							
保安業務区分	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	
一般消費者等の数	(15,000)	15,000	8,000	8,000	1,000	8,000	(8,000)	
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者				7	人		
	製造保安責任者					人	その他	人
調査員の数		1		※充てん作業者がいる場合は、この欄に記載のこと。				
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者			2					
年間実働日数又は平均月間実働日数		22日/月	270日/年	270日/年				
保安業務用機器	自記圧力計					2	個	
	マンオメーター					0	個	
	ガス検知器					2	個	
	漏えい検知液	※ 添付資料3「確保すべき保安業務機器の算定書」の保有数と一致すること。					9	個
	緊急工具類					9	個	
	一酸化炭素測定器					2	個	
	ボーリングバー					2	個	
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	※緊急時連絡の受信方法、緊急時連絡後の対応及び出動の手段を記載すること。 ・緊急時連絡の受信方法 電話番号019-652-8888 (※携帯電話不可) ・緊急連絡受信後の対応 出動及び電話回線による通信 ・出動の手段 自動車 3台							
(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。								
2. 事業所毎に記載すること。								

保安業務資格者等一覧表

事業所の名称 株式会社エルピー（本社）

事業所の所在地 盛岡市内丸〇番〇号

※「保安業務計画書」に記入の際に、資格者毎の数を正確に記入すること。

※ 免状の写しを添付すること。

氏 名	免状の種類	免状番号	交付年月日	直 近 の 再講習年月日
盛岡 一男	液化石油ガス設備士	岩手県第〇号	S〇.〇.〇	H〇.〇.〇
盛岡 二男	液化石油ガス設備士	岩手県第〇号	S〇.〇.〇	H〇.〇.〇
盛岡 三男	液化石油ガス設備士	岩手県第〇号	S〇.〇.〇	H〇.〇.〇
盛岡 四男	第 2 種販売主任者	岩手県第〇号	S〇.〇.〇	H〇.〇.〇
盛岡 五男	第 2 種販売主任者	岩手県第〇号	S〇.〇.〇	H〇.〇.〇
盛岡 六男	第 2 種販売主任者	岩手県第〇号	H〇.〇.〇	H〇.〇.〇
盛岡 七男	第 2 種販売主任者	岩手県第〇号	H〇.〇.〇	H〇.〇.〇
盛岡 八男	調査員講習修了	9 岩〇〇〇号	H〇.〇.〇	

(注) 1. 免状の種類欄は、免状を重複所有している場合には、液化石油ガス設備士免状、高圧ガス販売主任者免状(二販)、高圧ガス製造保安責任者免状(乙化・丙化等)、業務主任者の代理者講習修了証、液化石油ガス調査員講習終了証、液化石油ガス充てん作業講習修了証の順に一種類の免状だけを記載すること。

2. 免状番号欄は、番号の前に免状交付の県名を記載すること。

※申請区分によって算定式が異なるので注意すること。

保安業務資格者数算定書

株式会社エルピー（本社）

保安業務区分	算定式	補助員がいる場合の数値読み替え	算定結果(人)	備考
①供給開始時点検・調査	消費者戸数 $\times \frac{1}{20,000}$ ※保安業務計画書の一般消費者等の数と一致すること。			
②容器交換時等供給設備点検	消費者戸数 $\times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}(22)}$ - (調査員数) - (充てん作業員数)		5.818	0未満の数値の場合は「0」
③定期供給設備点検	消費者戸数 $\times \frac{1}{40 \times \text{年間実働日数}}$ $\times \frac{1}{4}$ - (充てん作業員数)		30→40	0未満の数値の場合は「0」
④定期消費設備調査	消費者戸数 $\times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数}}$ $\times \frac{1}{4}$ $\times \frac{3}{4}$		25→25×4/3	
(特例) ③と④の両方を認定申請	消費者戸数 $\times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}(270)}$ $\times \frac{1}{4}$ $\times \frac{3}{4}$		20→20×4/3 0.278	③と④は記入しない
⑤周知	消費者戸数 $\times \frac{1}{20,000}$ ※保安業務計画書の年間実働日数等の数と一致すること。			
(特例) ②-④業務のいずれかの業務と周知を行う場合	消費者戸数 $\times \frac{1}{40,000}$		0.025	周知部分のみ適用(⑤は記入しない)
⑥緊急時対応	消費者戸数 $\times \frac{1}{20,000}$ ・30分以内に到着可能。 自動車 3 台 ・出動手段は { オートバイ 台 } を設置 { その他 台 } ・連絡の受信方法 電話 (有) 無 集中監視システム ((有)・無)		0.400	※保安業務計画書の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」と一致すること。
⑦緊急時連絡	消費者戸数 2万戸以下 $() \times 1/20,000$ 消費者戸数 2万戸超 $1 + (() - 20,000) \times 1/80,000$			
①-⑦累計	申請の保安業務資格者 (7) 名は上記累計以上 ※保安業務計画書の保安業務資格者の数と一致すること。	※以上であること。	(6.521) ※ 7	

※保安業務計画書の「保安業務用機器」の欄に転記すること。

確保すべき保安業務用機器の算定書

株式会社エルピー(本社)

業務区分	①	②	③	④	(特例) ③と④の 両方を認 定申請の 場合	⑥	合計 (確保数量)	保有数
	供給開始 時点検・ 調査	容器交換 時等供給 設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査	緊急時 対応			
認定消費者戸数	(15,000)	15,000			8,000	8,000		
確保すべき保安業務用機器	自記圧力計又は マノメーター				0.278	0.400	0.678 (1)	2
	ガス検知器				0.278	0.400	0.678 (1)	2
	漏洩検知液		6.818		0.278	0.400	7.496 (8)	9
	緊急工具類		6.818		0.278	0.400	7.496 (8)	9
	一酸化炭素測定器				0.222	0.400	0.622 (1)	2
	ボーリングバー				0.278	0.400	0.678 (1)	2

【確保数量は、小数点以下切上】

※転記もれ、転記誤りに注意すること。

※申請区分により算定式が異なるので注意すること。

保安業務区分		式の採用	算定式	補助員がいる場合の数値読み替え	算定結果
①供給開始時点検・調査			消費者戸数 $() \times \frac{1}{20,000}$		
②容器交換時等供給設備点検		○	消費者戸数 $(15,000) \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数} (22)}$		6.818
③定期供給設備点検			消費者戸数 $() \times \frac{1}{40 \times \text{年間実働日数} ()} \times 1/4$	30→40	
④定期消費設備調査			消費者戸数 $() \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数} ()} \times 1/4 \times 3/4$	25→25×4/3	
特例 ③と④の両方 を認定申請	一酸化炭素測定器	○	消費者戸数 $(8,000) \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数} (270)} \times 1/4 \times 3/4$	25→25×4/3	0.222
	その他	○	消費者戸数 $(8,000) \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数} (270)} \times 1/4 \times 3/4$	20→20×4/3	0.278
⑥緊急時対応		○	消費者戸数 $(8,000) \times \frac{1}{20,000}$		0.400

※保安業務計画書の年間実働日数等と一致すること。

※保安業務計画書の一般消費者等の数と一致すること。

		※ 「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の何れかについて認定を受ける場合は、その範囲内で「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。また、「緊急時対応」の認定を受ける場合は、その範囲内で「緊急時連絡」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。その場合には、一般消費者等の数を()書きとする。						
様式第13 (第30条関係)								
保安業務計画書 ※ 営業所毎に作成すること。 (添付資料1~3も同様)								
事業所の名称	株式会社エルピー釜石支店							
事業所の所在地	釜石市大町13番3号 ※ 添付資料1「保安業務資格者等一覧表」と一致すること。							
保安業務区分	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	
一般消費者等の数	(2,000)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	(2,000)	
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者				5	人		
	製造保安責任者					人	その他	人
調査員の数	※充てん作業者がいる場合は、この欄に記載のこと。							
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者								
年間実働日数又は平均月間実働日数		22日/月	270日/年	270日/年				
保安業務用機器	自記圧力計					2	個	
	マンオメーター					0	個	
	ガス検知器					2	個	
	漏えい検知液	※ 添付資料3「確保すべき保安業務機器の算定書」の保有数と一致すること。					5	個
	緊急工具類					5	個	
	一酸化炭素測定器					2	個	
	ボーリングバー					2	個	
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	※緊急時連絡の受信方法、緊急時連絡後の対応及び出動の手段を記載すること。 ・緊急時連絡の受信方法 電話番号0193-22-8888 (※携帯電話不可) ・緊急連絡受信後の対応 出動及び電話回線による通信 ・出動の手段 自動車 3台							
(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2. 事業所毎に記載すること。								

※申請区分によって算定式が異なるので注意すること。

保安業務資格者数算定書

株式会社エルピー釜石支店

保安業務区分	算定式	補助員がいる場合の数値読み替え	算定結果(人)	備考
①供給開始時点検・調査	消費者戸数 $\times \frac{1}{20,000}$ ※保安業務計画書の一般消費者等の数と一致すること。			
②容器交換時等供給設備点検	消費者戸数 $\times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数} (22)}$ - () - () 調査員数 充てん作業員数		0.909	0未満の数値の場合は「0」
③定期供給設備点検	消費者戸数 $\times \frac{1}{30 \times \text{年間実働日数} ()}$ $\times \frac{1}{4}$ - () 充てん作業員数	30→40		0未満の数値の場合は「0」
④定期消費設備調査	消費者戸数 $\times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数} ()}$ $\times \frac{1}{4}$	25→25×4/3		
(特例) ③と④の両方を認定申請	消費者戸数 $\times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数} (270)}$ $\times \frac{1}{4}$	20→20×4/3	0.093	③と④は記入しない
⑤周知	消費者戸数 $\times \frac{1}{20,000}$ ※保安業務計画書の年間実働日数等の数と一致すること。			
(特例) ②-④業務のいずれかの業務と周知を行う場合	消費者戸数 $\times \frac{1}{40,000}$		0.050	周知部分のみ適用(⑤は記入しない)
⑥緊急時対応	消費者戸数 $\times \frac{1}{20,000}$ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ・30分以内に到着可能。 自動車 2 台 ・出動手段は {オートバイ 台 } を設置 {その他 台 } ・連絡の受信方法 電話 (有) 無) 集中監視システム (有) 無) </div>		0.100	※保安業務計画書の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」と一致すること。
⑦緊急時連絡	消費者戸数 2万戸以下 $() \times 1/20,000$ 消費者戸数 2万戸超 $1 + (() - 20,000) \times 1/80,000$			
①-⑦累計	申請の保安業務資格者 (5) 名は上記累計以上 ※保安業務計画書の保安業務資格者の数と一致すること。	※以上であること。	(1.152) ※ 2	

※保安業務計画書の「保安業務用機器」の欄に転記すること。

確保すべき保安業務用機器の算定書

株式会社エルピー益石支店

業務区分	①	②	③	④	(特例) ③と④の 両方を認 定申請の 場合	⑥	合計 (確保数量)	保有数
	供給開始 時点検・ 調査	容器交換 時等供給 設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備調査	緊急時 対応			
認定消費者戸数	(2,000)	2,000			2,000	2,000		
確保すべき保安業務用機器	自記圧力計又は マノメーター				0.093	0.100	0.193 (1)	2
	ガス検知器				0.093	0.100	0.193 (1)	2
	漏洩検知液		0.909		0.093	0.100	1.102 (2)	5
	緊急工具類		0.909		0.093	0.100	1.102 (2)	5
	一酸化炭素測定器				0.074	0.100	0.174 (1)	2
	ボーリングバー				0.093	0.100	0.193 (1)	2

↑
↑
↑
↑
↑

【確保数量は、小数点以下切上】

※転記もれ、転記誤りに注意すること。

※申請区分により算定式が異なるので注意すること。

保安業務区分		式の採用	算定式	補助員がいる場合の数値読み替え	算定結果
①供給開始時点検・調査			消費者戸数 $() \times \frac{1}{20,000}$		
②容器交換時等供給設備点検		○	消費者戸数 $(2,000) \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数} (22)}$		0.909
③定期供給設備点検			消費者戸数 $() \times \frac{1}{30 \times \text{年間実働日数} ()} \times 1/4$	30→40	
④定期消費設備調査			消費者戸数 $() \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数} ()} \times 1/4$	25→25×4/3	
特例 ③と④の両方 を認定申請	一酸化炭素測定器	○	消費者戸数 $(2,000) \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数} (270)} \times 1/4$	25→25×4/3	0.074
	その他	○	消費者戸数 $(2,000) \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数} (270)} \times 1/4$	20→20×4/3	0.093
⑥緊急時対応		○	消費者戸数 $(2,000) \times \frac{1}{20,000}$		0.100

※保安業務計画書の年間実働日数等と一致すること。

※保安業務計画書の一般消費者等の数と一致すること。

役員及び構成員名簿

(1)役員構成及び履歴

氏 名	職 名	履 歴
液石 太郎	代表取締役	H〇年〇月〇日就任、現在に至る
液石 次郎	専務取締役	H〇年〇月〇日就任、現在に至る
液石 三郎	常務取締役 (〇〇担当)	H〇年〇月〇日就任、現在に至る
液石 四郎	常務取締役 (〇〇担当)	H〇年〇月〇日就任、現在に至る
液石 五郎	常務取締役 (〇〇担当)	H〇年〇月〇日就任、現在に至る
液石 六郎	常務取締役 (〇〇担当)	非常勤、H〇年〇月〇日就任、現在に至る
	※ 主たる業務として、液化石油ガス機器の製造又は販売及び液化石油ガス設備工事を行っている者の割合が3分の1以下であること。	

(注)非常勤の役員を含み監査を行う役員を除く。(非常勤役員の場合は履歴欄にその旨を記載する。)

(2)構成員の状況

株 主	持株比率%	主 な 業 務
液石 太郎	30	液化石油ガス設備工事業
電気 花子	20	不動産業
液石 三郎	20	会社役員
液石 四郎	10	会社役員
	※ 主たる業務として、液化石油ガス機器の製造又は販売及び液化石油ガス設備工事を行っている者の割合を記載すること。(3分の1以下であること。)	
発行済株式の総数： 〇〇〇〇 株		資本の額： 〇〇〇〇 円
保安業務に係る構成員の持株比率： 30 % (内訳：上記のとおり)		

(注)株主が多数であるため、この様式で対応できない場合は、申請先に相談すること。

※ 会社案内等で代替が可能な場合は、省略可能です。

会 社 概 要

事業者名	株式会社エルピー		登録番号	03A000〇VA-04
住 所	盛岡市内丸〇番〇号		電話番号	019-652-8888
代表者名	代表取締役 液石 太郎		資本金	〇〇〇千円
売上金額	〇,〇〇〇千円	LPガス部門売上金額	〇,〇〇〇千円	
社員総数	□□人	LPガス部門社員数	□□人	
事業内容	<p>定款に記載のとおり</p> <p>※ 保安業務とそれ以外の業務の兼業（店舗経営の兼業を含む）を実施している場合、業務の区分の明確化に係る措置を記載すること。</p> <p>【記載例】 別添のとおり保安業務部門の保安業務資格者を保安業務に専従する体制とする。</p> <p>※ 組織図等添付すること。</p>			

- (注) 1. 売上金額欄は、直近の事業年度の売上金額を記載すること。
 2. 事業内容欄は、定款で具体的に記入されていないものがあれば記載すること。
 3. 事業内容欄は、保安業務とそれ以外の業務の区分の明確化に係る措置を記載すること。
- ※ 会社案内等で代替が可能な場合は、省略可能です。

欠格条項に該当しないことの誓約書

当社及び当社の業務を行う役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 30 条に規定する欠格条項に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局（市）長あてとすること。

名 称 株式会社エルピー

代表者氏名 代表取締役 液石 太郎 印

様式第 15 (第 35 条関係)

※認可が必要な場合のみ申請すること。

※保安業務規程変更認可申請書も併せて申請すること。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

一般消費者等の数の増加認可申請書

平成 2 5 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局(市)長あてとすること。

氏名又は名称及び法人に 株式会社エルピー
あつてはその代表者の氏名 代表取締役 液石 太郎 印

住 所 (電話番号) 盛岡市内丸○番○号
T E L 019-652-8888

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 認定の年月日及び認定番号
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 03A000○VA-04
2. 一般消費者等の数を増加しようとする保安業務区分
 - (1) 定期供給設備点検業務
 - (2) 定期消費設備調査業務
 - (3) 周知業務
3. 増加しようとする一般消費者等の数
1, 0 0 0 人
4. 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地
株式会社エルピー (本社)
盛岡市内丸○番○号

様式第 16 (第 35 条関係)

※届出が必要な場合のみ申請すること。
(一度減少した後に再度増加認可申請を行う場合、手数料が必要となるので、減少届が必要かどうか検討すること。)
※保安業務規程変更認可申請書も併せて申請すること。

×整理番号	
×受理年月日	

一般消費者等の数の減少届書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局(市)長あてとすること。

氏名又は名称及び法人に 株式会社エルピー
あつてはその代表者の氏名 代表取締役 液石 太郎 印

住 所 (電話番号) 盛岡市内丸○番○号
T E L 019-652-8888

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定の年月日及び認定番号
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 03A000○VA-04
2. 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分
容器交換時等供給設備点検
3. 減少した一般消費者等の数
500人
4. 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地
株式会社エルピー釜石支店
釜石市大町△番△号

様式第 18（第 39 条関係）

※認可が必要な場合のみ申請すること。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

保安業務規程変更認可申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局（市）長あてとすること。

氏名又は名称及び法人に 株式会社エルピー
あつてはその代表者の氏名 代表取締役 液石 太郎 印

住 所（電話番号） 盛岡市内丸○番○号
T E L 019-652-8888

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 35 条第 1 項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

1. 変更の内容

保安業務規程第 4 条に規定する「連絡の方法」中、定期消費設備調査業務の結果報告期日の変更（○○日→△△日）

2. 変更の理由

定期消費設備調査業務の結果報告期限の見直しによる

個人－記載例

様式第 14 (第 34 条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認定番号	

保安機関認定更新申請書 (記載例-個人)

平成 2 5 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局 (市) 長あてとすること。

氏名又は名称及び法人に (安心商店)
あつてはその代表者の氏名 安心一郎 印

住 所 (電話番号) 盛岡市内丸○番○号
T E L 019-651-9999

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 32 条第 1 項の更新の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 保安業務に係る事業所の名称及び所在地

安心一郎
盛岡市内丸○番○号

2. 更新を受けようとする保安業務区分

- (1) 定期供給設備点検
- (2) 定期消費設備調査
- (3) 周知

※ 手続先が権限移譲先（市）の場合、手数料の納入方法（県証紙ではない）が異なりますので確認のこと。

県証紙貼付欄

申請者名 安心一郎

14,000 円 + 6,900 × 3 業務区分 = 34,700 円

※ 年度により手数料が異なることがありますので、確認し、県証紙を貼付してください。

		<p>※ 「容器交換時等供給設備点検」、「定期供給設備点検」、「定期消費設備調査」の何れかについて認定を受ける場合は、その範囲内で「供給開始時点検・調査」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。また、「緊急時対応」の認定を受ける場合は、その範囲内で「緊急時連絡」の認定を受けることなくその業務を行うことができる。その場合には、一般消費者等の数を()書きとする。</p>						
様式第13 (第30条関係)								
		保安業務計画書				<p>※ 営業所毎に作成すること。 (添付資料1~3も同様)</p>		
事業所の名称	安心一郎							
事業所の所在地	盛岡市内丸11番1号							
	<p>※ 添付資料1「保安業務資格者等一覧表」と一致すること。</p>							
保安業務区分	供給開始時点検・調査	容器交換時等供給設備点検	定期供給設備点検	定期消費設備調査	周知	緊急時対応	緊急時連絡	
一般消費者等の数	(700)		700	700	700			
保安業務資格者の数	液化石油ガス設備士又は第二種販売主任者				2	人		
	製造保安責任者				人	その他	人	
調査員の数				※充てん作業者がいる場合は、この欄に記載のこと。				
保安業務資格者及び調査員以外の者であって保安業務に従事する者								
年間実働日数又は平均月間実働日数			270日/年	270日/年				
保安業務用機器	自記圧力計					1	個	
	マンオメーター					0	個	
	ガス検知器					1	個	
	漏えい検知液	※ 添付資料3「確保すべき保安業務機器の算定書」の保有数と一致すること。					1	個
	緊急工具類					1	個	
	一酸化炭素測定器					1	個	
	ボーリングバー					1	個	
緊急時対応を行う場合にあってはその方法	※緊急時連絡の受信方法、緊急時連絡後の対応及び出動の手段を記載すること。							
(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。								
2. 事業所毎に記載すること。								

※申請区分によって算定式が異なるので注意すること。

保安業務資格者数算定書

保安業務区分	算定式	補助員がいる場合の数値読み替え	算定結果(人)	備考
①供給開始時点検・調査	消費者戸数 ※保安業務計画書の一般消費者等の数と一致すること。 $(\text{消費者戸数}) \times \frac{1}{20,000}$			
②容器交換時等供給設備点検	消費者戸数 調査員数 充てん作業員数 $(\text{消費者戸数}) \times \frac{1}{100 \times \text{年間実働日数}(\text{調査員数})} - (\text{調査員数}) - (\text{充てん作業員数})$			0未満の数値の場合は「0」
③定期供給設備点検	消費者戸数 充てん作業員数 $(\text{消費者戸数}) \times \frac{1}{30 \times \text{年間実働日数}(\text{調査員数})} \times \frac{1}{4} - (\text{充てん作業員数})$	30→40		0未満の数値の場合は「0」
④定期消費設備調査	消費者戸数 $(\text{消費者戸数}) \times \frac{1}{25 \times \text{年間実働日数}(\text{調査員数})} \times \frac{1}{4}$	25→25×4/3		
(特例) ③と④の両方を認定申請	消費者戸数 $(700) \times \frac{1}{20 \times \text{年間実働日数}(270)} \times \frac{1}{4}$	20→20×4/3	0.032	③と④は記入しない
⑤周知	消費者戸数 ※保安業務計画書の年間実働日数等の数と一致すること。 $(\text{消費者戸数}) \times \frac{1}{20,000}$			
(特例) ②-④業務のいずれかの業務と周知を行う場合	消費者戸数 $(700) \times \frac{1}{40,000}$		0.018	周知部分のみ適用(⑤は記入しない)
⑥緊急時対応	消費者戸数 $(\text{消費者戸数}) \times \frac{1}{20,000}$			
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・30分以内に到着可能。 ・自動車 <input type="text"/> 台 ・出動手段は { ホトバイ <input type="text"/> 台 } を設置 { その他 <input type="text"/> 台 } ・連絡の受信方法 電話 (有・無) 集中監視システム (有・無) </div>				
⑦緊急時連絡	消費者戸数 2万戸以下 $(\text{消費者戸数}) \times 1/20,000$ 消費者戸数 2万戸超 $1 + ((\text{消費者戸数}) - 20,000) \times 1/80,000$			
①-⑦累計	申請の保安業務資格者 (2) 名は上記累計以上 ※保安業務計画書の保安業務資格者の数と一致すること。	※以上であること。	(0.050) ※ 1	

※小数点第4位で四捨五入のこと。

※保安業務計画書の「緊急時対応を行う場合にあつてはその方法」と一致すること。

※保安業務計画書の「保安業務用機器」の欄に転記すること。

確保すべき保安業務用機器の算定書

業務区分	① 供給開始時点検・調査	② 容器交換時等供給設備点検	③ 定期供給設備点検	④ 定期消費設備調査	(特例)	⑥ 緊急時対応	合計 (確保数量)	保有数
					③と④の両方を認定申請の場合			
認定消費者戸数	(700)				700			
確保すべき保安業務用機器	自記圧力計又はマノメーター				0.032		0.032 (1)	1
	ガス検知器				0.032		0.032 (1)	1
	漏洩検知液				0.032		0.032 (1)	1
	緊急工具類				0.032		0.032 (1)	1
	一酸化炭素測定器				0.026		0.026 (1)	1
	ボーリングバー				0.032		0.032 (1)	1

↑
↑
↑
↑
↑

【確保数量は、小数点以下切上】

※転記もれ、転記誤りに注意すること。

※申請区分により算定式が異なるので注意すること。

保安業務区分		式の採用	算定式	補助員がいる場合の数値読み替え	算定結果
① 供給開始時点検・調査			消費者戸数 () × $\frac{1}{20,000}$		
② 容器交換時等供給設備点検			消費者戸数 () × $\frac{1}{100 \times \text{年間実働日数} (22)}$		
③ 定期供給設備点検			消費者戸数 () × $\frac{1}{30 \times \text{年間実働日数} ()} \times 1/4$	30→40	
④ 定期消費設備調査			消費者戸数 () × $\frac{1}{25 \times \text{年間実働日数} ()} \times 1/4$	25→25×4/3	
特例 ③と④の両方を認定申請	一酸化炭素測定器	○	消費者戸数 (700) × $\frac{1}{25 \times \text{年間実働日数} (270)} \times 1/4$	25→25×4/3	0.026
	その他	○	消費者戸数 (700) × $\frac{1}{20 \times \text{年間実働日数} (270)} \times 1/4$	20→20×4/3	0.032
⑥ 緊急時対応			消費者戸数 () × $\frac{1}{20,000}$		

※保安業務計画書の年間実働日数等と一致すること。

※保安業務計画書の一般消費者等の数と一致すること。

会 社 概 要

事業者名	安 心 商 店		登録番号	03A000○MK-04
住 所	盛岡市内丸○番○号		電話番号	019-651-9999
代表者名	安 心 一 郎		資 本 金	〇〇〇千円
売上金額	〇,〇〇〇千円	LPガス部門売上金額	〇,〇〇〇千円	
社員総数	□□人	LPガス部門社員数	□□人	
事業内容	<p>定款に記載のとおり</p> <p>※ 保安業務とそれ以外の業務の兼業（店舗経営の兼業を含む）を実施している場合、業務の区分の明確化に係る措置を記載すること。</p> <p>【記載例】</p> <p>別添のとおり保安業務部門の保安業務資格者を保安業務に専従する体制とする。</p> <p>※ 組織図等添付すること。</p>			

- (注) 1. 売上金額欄は、直近の事業年度の売上金額を記載すること。
2. 事業内容欄は、定款で具体的に記入されていないものがあれば記載すること。
3. 事業内容欄は、保安業務とそれ以外の業務の区分の明確化に係る措置を記載すること。
- ※ 会社案内等で代替が可能な場合は、省略可能です。

欠格条項に該当しないことの誓約書

当社及び当社の業務を行う役員は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 30 条に規定する欠格条項に当社及びその役員が該当しないことを誓約します。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

盛 岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局（市）長あてとすること。

名 称 （ 安 心 商 店 ）

代表者氏名 安 心 一 郎 印

様式第 15 (第 35 条関係)

※認可が必要な場合のみ申請すること。

※保安業務規程変更認可申請書も併せて申請すること。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

一般消費者等の数の増加認可申請書

平成 2 5 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局(市)長あてとすること。

氏名又は名称及び法人に (安心商店)
あつてはその代表者の氏名 安心一郎 印

住 所(電話番号) 盛岡市内丸○番○号
T E L 019-651-9999

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 1 項の規定により認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 認定の年月日及び認定番号
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 03A000○MK-04
2. 一般消費者等の数を増加しようとする保安業務区分
 - (1) 定期供給設備点検業務
 - (2) 定期消費設備調査業務
 - (3) 周知業務
3. 増加しようとする一般消費者等の数
200人
4. 一般消費者等の数の増加に係る事業所の名称及び所在地
安心一郎(安心商店)
盛岡市内丸○番○号

様式第 16 (第 35 条関係)

※届出が必要な場合のみ申請すること。
(一度減少した後に再度増加認可申請を行う場合、手数料が必要となるので、減少届が必要かどうか検討すること。)
※保安業務規程変更認可申請書も併せて申請すること。

×整理番号	
×受理年月日	

一般消費者等の数の減少届書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局(市)長あてとすること。

氏名又は名称及び法人に (安心商店)
あつてはその代表者の氏名 安心一郎 印

住 所(電話番号) 盛岡市内丸○番○号
T E L 019-651-9999

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 33 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 認定の年月日及び認定番号
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 03A000○MK-04
2. 一般消費者等の数を減少しようとする保安業務区分
容器交換時等供給設備点検
3. 減少した一般消費者等の数
500人
4. 一般消費者等の数の減少に係る事業所の名称及び所在地
安心一郎(安心商店)
盛岡市内丸○番○号

様式第 18 (第 39 条関係)

※認可が必要な場合のみ申請すること。

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×認可番号	

保安業務規程変更認可申請書

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

盛岡 広域振興局長 殿

※ 主たる事務所を管轄する振興局(市)長あてとすること。

氏名又は名称及び法人に (安心商店)
あつてはその代表者の氏名 安心一郎 印

住 所 (電話番号) 盛岡市内丸○番○号
T E L 019-651-9999

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条第1項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けたいので、申請します。

1. 変更の内容

保安業務規程第3条に規定する「保安業務の実施の方法」及び同第4条に規定する「連絡の方法」から容器交換時等供給設備点検業務の削除

2. 変更の理由

容器交換時等供給設備点検業務の廃止に伴う変更

【申請書提出先】

○ 地方振興局

名 称	〒	住 所	T E L	地 区
盛岡広域振興局 経営企画部産業振興課	020-0023	盛岡市内丸 11-1	019-629-6512	盛岡市、雫石町、 葛巻町、岩手町、 八幡平市、滝沢 村、紫波町、矢 巾町
県南広域振興局 総務部総務課	023-0053	奥州市水沢区大手町 1-2	0197-22-2811	北上市、西和賀 町、金ヶ崎町、 平泉町
沿岸広域振興局 大船渡地域振興センター 総務課	022-8502	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9911	釜石市、大槌町、 大船渡市、陸前 高田市
沿岸広域振興局 宮古地域振興センター 総務課	027-0072	宮古市五月町 1-20	0193-64-2211	宮古市、山田町、 岩泉町、川井村 田野畑村
県北広域振興局 二戸地域振興センター 地域振興課	028-6103	二戸市石切所字荷渡 52	0195-23-9201	二戸市、軽米町、 九戸村、一戸町、 久慈市、洋野町、 普代村、野田村

○ 権限移譲先

名 称	〒	住 所	T E L	地 区
花巻市長 (花巻市消防本部)	025-0098	花巻市材木町 12-6	0198-22-6122	花巻市
奥州市長 (奥州市市民環境部 危機管理課)	023-8501	奥州市水沢区大手町 1-1	0197-24-2111	奥州市
一関市長 (一関市消防本部)	021-0053	一関市山目町字中野 140-3	0191-25-5911	一関市
遠野市長 (遠野市消防本部)	028-0541	遠野市松崎町白岩 16-31-2	0198-62-4311	遠野市